



■「扶養親族等申告書」の提出はお済みですか

扶養親族等申告書は、来年受け取る老齢年金からの源泉徴収所得税を算定する際に、受給者が扶養している親族の状況を申告するための書類です。日本年金機構から届く「扶養親族等申告書」に、翌年の状況など必要事項を記入し期限までに必ず提出してください。

「扶養親族等申告書」が送付される老齢年金受給者は次のとおりです。

・65歳以上で年間205万円以上の

年金を受給している人

・65歳未満で年間155万円以上の年金を受給している人

この申告書を提出しないと、扶養控除など税制上の控除が受けられず、税金が多く徴収されることがあります。適切な算定のため内容をよく確認し、忘れずに提出してください。

なお、障害年金や遺族年金には税金がかからないので、これらのみを受給している人に扶養親族等

申告書は送付されません。

また、扶養親族等申告書に記入した内容は年の途中で修正できませんが、翌年度の確定申告で精算できるので、翌年度の公的年金等源泉徴収票で扶養親族などの漏れがないか確認してください。マイナポータルからの電子申請も可能です。



■年金受給者が死亡したときは届け出が必要です

年金を受給していた人が死亡した場合、手続きが必要です。手続内容、必要なものはねんきんダイ

ヤル(☎0570-05-1165)にお問い合わせください。

なお、手続きが遅れると年金が

過払いになり、遺族の人が返納することがありますので注意してください。

■年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。すでに給付金を受給している人は手続不要ですが、今年度新たに対象になる人は、請求書の提出が必要です。対象者への案内や事務手続は日本年金機構(年金事務所)が行います。

対象となる人

○老齢基礎年金を受給していて、次の要件をすべて満たしている人
・65歳以上

・世帯員全員が市町村民税非課税
・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が909,000円以下

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給していて、次の要件を満たしている人

・前年の所得額が(4,794,000円+扶養親族の数×38万円※)以下
※同一生計配偶者のうち70歳以上の人または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円

請求手続

日本年金機構から、通知が送付されます。手続きが必要な人には、請求書(ハガキ形式)が同封されていますので提出してください。また、今年度中に世帯構成などが変更になり要件を満たすようになった人には、請求書が届きませんので、認定請求の手続きが必要です。困国保年金課、☑住民福祉課または年金事務所の手続きをしてください。



■海外在住の人、身体などに障害のある人は「ねんきんネット」で年金相談ができます

日本年金機構は、ねんきんネットによるオンライン文書相談のサービスを行っています。本サービスは、マイナポータル経由でねんきんネットにログインし、入力フォームに相談内容を登録するこ

とで、後日、日本年金機構からの回答が届くものです。現在、海外に在住の人、聴覚や発話などの障害や身体などに障害があり電話や年金事務所窓口での相談が難しい人を限定対象に実施しています。

詳細は、日本年金機構☑「「ねんきんネット」によるオンライン文書相談のご案内(試行実施中)」をご覧ください。



■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省が口座番号を聞いたり手数料などの金

銭を求めたりすることはありせん。制度などを詳しく知りたい場

合は年金事務所までお問い合わせください。